

審 第 2 8 9 7 号
答 申 第 2 6 2 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（刑）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第232号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定
（平成29年12月22日付け刑発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け刑発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の開示不開示の判断を15日以内に行い決定することが事務処理上困難であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑収第〇〇号」（以下「本件文書1」という。）及び「公安委員会あて苦情申出に対する調査結果について（回答）平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑発第〇〇号」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」又は「公安委員会」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (5) 実施機関は、本件開示請求につき、刑事総務課が保有する本件開示請求に係る個人情報記録する行政文書として、「苦情受理票（苦情番号〇〇号）について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑収第〇〇号」（以下「本件追加文書1」という。）及び「苦情申出に対する調査結果について（回答）平成〇〇年〇〇月〇〇日付け」（以下「本件追加文書2」という。）を特定し、平成30年4月24日付け刑発第〇〇号で自己情報部分開示決定（以下「本件追加決定」という。）を行っている。
- (6) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（刑）発第〇〇号で審議会に諮問した。
- (7) なお、実施機関は、本件決定及び本件追加決定以外に千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）、〇〇警察署又は千葉県警察本部地域部地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、これらの決定についても、一部の決定を除いて、審査請求人は、審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

- ① 処分を取消し可及的速やかに全部開示するよう求める。
- ② 苦情申出後の取扱内容を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

- 苦情申立後の取扱内容が開示されていない。
被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。
- ① 犯罪捜査規範第61条1項における取扱が開示されていない。
 - ② 〇〇警察署の対応内容が事実と異なった内容である。
 - ③ 〇〇警察署の調査結果が事実と違う内容である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定

本件審査請求を受けて再度検索を実施したところ、本件決定に係る対象文書に一部特定漏れが認められたことから、平成30年4月24日付けで審査請求人に対し、本件追加決定を行ったものである。

(2) 不開示部分及びその理由

- ア 本件文書1について
 - (ア) 受理者欄の氏名

苦情受理報告書の受理者欄の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であって、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 本件照会先の受理者の警電番号

送付書の本件照会先の受理者の警電番号は、一般には公にしている警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

イ 本件文書2について

(ア) 警察官氏名

起案用紙の所属・職・氏名欄の氏名並びに「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係警察官」及び「4 事実関係」に記載された警部補以下の警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 警察官の年齢及び職員番号

「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係警察官」に記載された警察官の年齢及び職員番号は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

(ウ) 事実関係

「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「4 事実関係(1)」の一部（警察官の氏名を除く）及び「4 事実関係(4)」は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号に該当する。

(エ) 警電番号

「起案用紙」の所属・職・氏名欄の警電番号は、一般には公にしている警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能

率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、
条例第17条第6号に該当する。

(3) 苦情の性質

ア 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、
不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不
利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不
適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して
申し出られたものをいう。

イ 苦情の受理

苦情を受理した場合には、公安委員会宛ての苦情については苦情受理
報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成す
る。

ウ 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を經由して関係所属へ通知し、
関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を公
安委員会や実施機関に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等
調査結果を踏まえた措置を講じる。

エ 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係
所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴され
る。

(4) 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めている
ことから、不開示部分について検討を実施した。

ア 受理者欄の氏名等

苦情受理報告書の受理者欄の氏名、起案用紙の所属・職・氏名欄の氏
名並びに「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「
3 関係警察官」及び「4 事実関係」に記載された警部補以下の警察
官氏名は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、
いずれも同号ただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書該当性について検討する。

上記文書において同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個
人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行
性は存在しないから、同号ただし書イには該当しない。

本件の開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する

る情報や審査請求人の申立てへの対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められないから、同号ただし書口には該当しない。

上記文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

上記文書に係る第三者の情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、請求人と第三者の利害が共通している立場にあるとは言えないから、同号ただし書ニには該当しない。

イ 警察官の年齢及び職員番号

「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係警察官」に記載された警察官の年齢及び職員番号について、警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する年齢及び職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、これらの警察官の年齢及び職員番号は、条例第17条第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

ウ 警電番号

送付書の本件照会先の受理者の警電番号及び起案用紙の所属・職・氏名欄の警電番号について、警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、上記警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

エ 事実関係

「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「4 事実関係（1）」の一部（警察官の氏名を除く）及び「4 事実関係（4）」で不開示とした部分は、本件の関係警察官が審査請求人以外の個人に関して調査した内容である。

審査請求人以外の個人に関する情報及び警察が調査した内容について、実施機関がその情報を当該個人以外の第三者に開示することになれば、当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えい

することになる懸念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、審査請求人以外の個人に関して警察が調査した内容については、条例第17条第2号及び第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、苦情申立後の取扱内容が開示されていない旨を主張しているが、上記(1)のとおり、文書特定に一部特定漏れが認められるものの、特定漏れの文書を除き、本件開示請求時点で作成されている文書を特定した実施機関の判断に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

よって、実施機関が本件文書の不開示とした部分に誤りは認められず、本件文書を部分開示とした本件決定は適正な処分である。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件文書に記録された個人情報特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、苦情申立後の取扱内容が開示されていないこと等を理由として、処分を取り消し、全部開示するように求めている。これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本件文書以外に、刑事総務課が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報が記録されているとの主張であり、また、不開示部分を不開示にする理由がないとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本件文書について

ア 本件文書1について

本件文書1は、公安委員会で収受した苦情申立書について、公安委員会から調査を依頼された広報県民課が、刑事総務課へ調査を依頼した文書について、刑事総務課で収受し、供覧した行政文書であると認められる。

本件文書1は、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について(依頼)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号)(以下「本件依頼文書」という。)、 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け公委第〇〇-〇〇号)(以下「本件委員

会文書」という。)及び苦情受理報告書「被害届に関する苦情」(以下「本件苦情受理報告書」という。)から構成されていると認められる。

イ 本件文書2について

本件文書2は、本件文書1の依頼を受けた刑事総務課がその調査した結果を回答した「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑発第〇〇号)(以下「本件回答文書」という。)に係る起案文書一式であり、本件回答文書に係る起案文書(以下「本件起案文書」という。)及び本件回答文書から構成されていると認められる。

(3) 本件追加文書について

本件追加文書1は、広報県民課から通知のあった「苦情受理票(苦情番号〇〇号)について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号)について、刑事総務課で供覧した文書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け刑収第〇〇号)の一式であり、「苦情受理票(苦情番号〇〇号)について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号)、苦情受理票(受理番号〇〇)及び「苦情受理票(苦情番号〇〇号)について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡)から構成されていると認められる。

本件追加文書2は、「苦情申出に対する調査結果について(回答)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け)に係る起案文書の一式であり、当該起案文書及び苦情処理票から構成されていると認められる。

なお、審議会で見分したところ、実施機関は、本件追加決定に係り、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け申出に対する回答案(〇〇警察署長発、審査請求人宛て)(以下「本件追加文書3」という。)及び当該回答案に係る起案文書案(以下「本件追加文書4」といい、本件追加文書1、2及び3と併せて「本件追加文書」という。)に記録された個人情報を開示していると認められるが、本件追加決定に係る自己情報部分開示決定通知書に本件追加文書3及び4の記載はなかったことが確認された。

(4) 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として記載する被害(以下「本件被害」という。)に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 警察相談票「業者の訪問について事件として扱って欲しい(本部来訪)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室)に係る相談(以下「本件相談1」という。)

- ② 警察相談票「以前相談した件で被害届を出したいので担当者が知りたい」（同年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談2」という。）
 - ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号〇〇号）（同年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係）に係る相談（以下「本件相談3」という。）
 - ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談4」という。）
 - ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談5」という。）
 - ⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談6」という。）
- (5) 個人情報の特定の妥当性について
- ア 本件追加決定との関係について
前記2(5)のとおり、実施機関は、本件審査請求があった後、本件追加決定において、刑事総務課が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定しているため、審議会としては、本件文書に記録された個人情報のほかに、本件開示請求に係る個人情報を刑事総務課が保有する場合であっても、当該個人情報を本件追加決定で特定している場合は、本件決定において個人情報の特定に違法はないと判断する。
 - イ 各相談における本件開示請求に係る個人情報の特定について
 - (ア) 本件相談1、2、5及び6について
審議会で見分したところ、本件相談1、2、5及び6については、刑事総務課は受付を行っておらず、関係所属ともなっていないと認められる。また、他の所属から刑事総務課に対して報告があった等の事実はないと認められる。
そうすると、これらの相談に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。
 - (イ) 本件相談3について
審議会で見分したところ、本件相談3については、広報県民課の広聴係で受け付けた苦情について、広報県民課は、刑事総務課及び〇〇警察署に通知し、〇〇警察署に対して、調査し、刑事総務課と協議の上、報告するように依頼しており、刑事総務課は、当該通知を本件追加文書1のとおり収受していると認められる。

また、〇〇警察署が広報県民課へ回答するに当たり作成した回答文書を、刑事総務課は、本件追加文書2のとおり起案して決裁をしていると認められる。

なお、本件追加文書3及び4については、本件相談3について、〇〇警察署が平成〇〇年〇〇月に回答した際の回答案に係る行政文書であり、〇〇警察署から相談を受けた刑事総務課で保有していたものとの説明が実施機関からあった。また、当該回答自体は、刑事総務課では特に手続をせず、〇〇警察署で決裁をして施行しているとのことであった。

これらの行政文書のほかに、本件相談3に係り本件開示請求に係る個人情報記録した行政文書を刑事総務課で作成し、又は収受したような事情は認められない。

そうすると、刑事総務課において、本件追加決定において本件追加文書1及び2に記録された個人情報を特定し、また、本件追加文書1から4までを開示しているので、本件相談3に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件相談4について

審議会で見分したところ、本件相談4については、公安委員会で収受した苦情申立書について、調査依頼を受けた広報県民課は、関係所属である刑事総務課及び〇〇警察署に通知し、調査依頼しており、刑事総務課は、当該通知を本件文書1のとおり収受していると認められる。また、刑事総務課は、本件文書2のとおり、調査した結果を広報県民課に対して回答していると認められる。

なお、これらの行政文書のほかに、本件相談4に係り本件開示請求に係る個人情報記録した行政文書を刑事総務課で作成し、又は収受したような事情は認められない。

そうすると、刑事総務課において、本件文書1及び2に記録された個人情報を特定しているので、本件相談4に係り、本件決定において本件文書1及び2に記録された個人情報以外の個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(エ) さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書及び本件追加文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しないことが確認された。

(オ) したがって、実施機関が、本件決定において刑事総務課が保有する本件開示請求に係る個人情報として本件文書に記録された個人情報を

特定し、それ以外の個人情報を特定していないことについては、本件追加決定をしていることを考慮すれば、特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(6) 不開示情報該当性について

ア 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号（以下「番号」という。）1から7までのとおりであり、審議会として、次に掲げるとおり分類した。

(ア) 本件苦情受理報告書の受理者欄の氏名、本件起案文書の所属・職・氏名欄の氏名、本件回答文書の「3 関係警察官」及び「4 事実関係」に記載された警部補以下の警察官氏名（番号1、3及び4。以下「本件氏名」という。）

(イ) 本件回答文書の「3 関係警察官」に記載された警察官の年齢及び職員番号（番号5。以下「本件年齢等」という。）

(ウ) 本件回答文書の「4 事実関係」の「(1) 認知状況」の一部（警察官の氏名を除く）及び「4 事実関係(4)」(番号6。以下「本件聴取等情報」という。)

(エ) 本件依頼文書の本件照会先の受理者の警電番号及び本件起案文書の所属・職・氏名欄の警電番号（番号2及び7。以下「本件警電番号」という。)

イ 実施機関は、これらの不開示情報について、前記4(2)及び(4)の記載のとおり、条例第17条第2号又は第6号に該当し、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

ウ 本件氏名について

(ア) 実施機関は、本件氏名については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) そして、本件氏名については、当該職員が警察職員規則で定める警部補以下の職員であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

- (エ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。
- (オ) よって、本件氏名は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件年齢等について

- (ア) 実施機関は、本件年齢等については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。
- (イ) 本件年齢等のうち職員番号は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、個人識別符号であるから、条例第17条第2号本文に該当する。
- また、本件年齢等のうち警察官の年齢は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの、又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。
- (ウ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件年齢等は、それぞれが当該不開示情報のみで記載されているため、当該記述等を除くことはできず、同項による開示をすることはできない。
- (エ) よって、本件年齢等は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件聴取等情報について

- (ア) 本件聴取等情報は、警察職員が、本件相談4において審査請求人の相手方とされる審査請求人以外の第三者から本件相談4の内容について聴取した情報である。
- (イ) 実施機関は、本件聴取等情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず、同条第6号該当性について、検討する。
- (ウ) 本件聴取等情報は、前記(ア)のとおり、警察職員が本件相談4の内容について事実確認をするため相手方から聴取した情報であり、本件聴取等情報を開示した場合、被聴取者からの信頼が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、聴取に応じることをためらうことにつながり、その結果、苦情への適切な措置がとれなくなるといえることから、苦情処理業務の目的が達成できなくなり、又は苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (エ) したがって、本件聴取等情報は、条例第17条第6号に該当し、実施機関が主張する同条第2号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

カ 本件警電番号について

(ア) 実施機関は、本件警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(7) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和 2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）
令和 2年12月21日	審議（令和2年度第7回第2部会）
令和 3年 1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者
-------	-----	----------

別表

番号	行政文書	本件決定における不開示部分		本件決定における不開示理由	審議会による区分
1	本件文書 1	本件苦情受理報告書	受理者欄の氏名	条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件氏名
2		本件依頼文書	本件照会先の受理者の警電番号	条例第 17 条第 6 号	本件警電番号
3	本件文書 2	本件起案文書	所属・職・氏名欄の氏名	条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件氏名
4		本件回答文書	「3 関係警察官」及び「4 事実関係」に記載された警部補以下の警察官氏名	条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則	本件氏名
5		本件回答文書	「3 関係警察官」に記載された警察官の年齢及び職員番号	条例第 17 条第 2 号	本件年齢等
6		本件回答文書	「4 事実関係」の「(1) 認知状況」の一部（警察官の氏名を除く）及び「4 事実関係 (4)」	条例第 17 条第 2 号及び第 6 号	本件聴取等情報
7		本件起案文書	所属・職・氏名欄の警電番号	条例第 17 条第 6 号	本件警電番号